

6 公立幼稚園

	保育を必要としない児童	保育を必要とする児童
要件	なし	保育が必要な事由に該当
必要な認定	教育・保育給付認定(1号)	教育・保育給付認定(1号) 施設等利用給付認定(2号)
保育料(教育標準時間)	無料	
預かり保育料 (教育標準時間外)	無償化対象外	①月の利用日数×490円(月額上限12,300円) ②月の預かり保育料 ①・②のうち金額の低い方まで無償化
無償化のための手続き	不要	宇治市への施設等利用給付認定の申請が必要

※実費として徴収されている費用(個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、幼稚園が主催する行事の参加費など)については無償化の対象外です。

※公立幼稚園では給食を実施しておりませんので、給食費の徴収はありません。

1 保育料について

全員の教育標準時間の保育料が無料になります。

2 預かり保育料について

(1) 無償化の対象者

保育が必要な事由に該当する方

(2) 対象経費

預かり保育の利用料

(3) 支給上限額

月の利用日数×490円(月額上限12,300円)

上記の支給上限額と月の預かり保育利用料を比較して、低い方の金額を支給

(4) 支給方法

保護者の請求に基づく償還払いを行います。(手続きについては後日案内予定)

(5) 認可外保育施設等(※)

月額上限12,300円から預かり保育の無償化の支給額を差し引いた額を上限として、併用する認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設(企業主導型保育を除く)の他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを指します。

3 無償化のための手続きについて

預かり保育利用料の無償化を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

宇治市のＨＰから認定申請書を印刷するか各施設で認定申請書を受け取っていただき、各施設を通じて必要書類を宇治市に提出してください。

【子育てのための施設等利用給付申請に関する必要書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（２号・３号）
- ② 保育が必要な事由を証明する以下の添付書類

保育を必要とする事由		添付書類
就労	被雇用者の場合	就労証明書・内職証明書・耕作証明書 など
	自営業の場合	就労証明書及び事業を証明する書類（確定申告書（第一表及び第二表）の写し など）
妊娠・出産		親子（母子）健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日記載のページ）
疾病・障害		障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し、診断書 など
災害・復旧		罹災証明書
介護・看護		介護・看護の内容を記載した申立書及び障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し、診断書 など
求職活動		就労誓約書（及び雇用保険受給資格者証の写し）
就学		在学証明書及び時間割表